

# 「第11回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」会議録

## 1 日時

平成 21 年 1 月 28 日（水）10：00～12：00

## 2 場所

東京都庁第一本庁舎 33 階 特別会議室 N6

## 3 出席委員

原島座長、矢木委員、長谷川委員、川田委員、根本委員

## 4 議事

- ( 1 ) 技術会議報告書(案)
- ( 2 ) 個別技術の評価結果の通知について
- ( 3 ) 公表内容について
- ( 4 ) その他

## 5 検討内容

### ( 1 ) 技術会議報告書（案）

（東京都） それでは、技術会議の報告書（案）について。前回の第 10 回とその後の各委員の先生方から訂正が参ったものを整理いたしました。報告書自体は、この A 4 のサイズの報告書になりますが、これは訂正済みの報告書でございます。それで、ちょっとわかりやすく A 3 の新旧対照表をまとめております。ちょっとこれのほうを説明したいと思えます。

まず、前回の 10 回目で出したものが旧、右側の今回訂正になっているものが新という形でまとめさせていただいております。それで各委員の先生方からいただいた訂正文、これをすべて入れたつもりでおりますが、さらにこれを再確認していただきたい。場合によって持ち帰っていただいてまた確認していただきたいと思えます。

例えば、1 ページ目の P 4 と書いてある下のキの第 7 回の会議のところ、これは第 10 回に委員のほうから、「汚染物質を除去しきれない細粒土壌」と。これを「埋め戻しに適さない土壌」というのに変更いたしますと。こういう並びでもってすべて書いてあります。

2 ページ目はこの表、重複するところをなくそうということで、全合計 221 になるように修正しております。それから、第 10 回目の会議についても骨子を入れております。

それから次の 3 ページ、これも先ほどの重複をなくそうという趣旨で書いております。それから、前回評価がなかったところ、S、A、B、C、その数を入れております。それから、ちょっと戻りますが、一番上の P 10、委員のほうから、費用便益分析の考え方についてというところを詳しく訂正していただきましたので変えてござ

います。

以下、4ページになりますが、P13、これは委員からの訂正になっております。その下もでございます。

それからP14、これは掘削した土壌を処分する関係部署のほうから、若干言葉の言い回しを専門的にしてくださいということで、「埋め立て用土壌」という言葉を「埋め立て用材」というような言葉に変えてございます。

それから、その下も委員から訂正があった文章でございます。

それから、液状化対策、委員のほうから下の3点を指摘されておりますので、変えてございます。

次のページ、ちょっと細かくなりますが、一番上、これは消すだけでございます。

それからP16、その下もでございます。さらに、この一番下のP17も委員からのご指摘でございます。

次の最後のページになりますが、6ページ、これは、P18、P24、P24と二つありますが、これもいずれも委員のご指摘で訂正させてもらっております。

一番最後は、「他の事例に比べて高い水準ではない」というところをちょっと詳しく言い回しを変えてございます。

これを担当の各委員の方々にもう一回見ていただいて、最終的にこういった文章でいいのかどうか、再度チェックをお願いしたいと思います。

(東京都) 報告書案は、前回の第10回会議とその後の各委員からの指摘をもとに修正したので、持ち帰っていただき確認していただきたい。

(委員) 今後、報告書案の内容が変わる可能性はあるか。

(東京都) 基本的に構成が変わることはないが、ベンゾ(a)ピレンの問題については内容を追加する。

(委員) 中温加熱処理について、400～600で分解処理するとしているので、例えば、石油系炭化水素等も分解されるということになると思う。

## (2) 提案者に通知する評価結果と評価コメント

(東京都) A3版の別紙1という「提案者に通知する評価結果と評価コメント」、これでございます。通知するところ、ちょっと1ページ目をごらんください。黄色く色が塗ってあるところ、ここの部分だけは個別の技術の評価結果として提案者に通知をしたいと思っております。

それで、評価のコメントでございますが、これは各専門の委員からいただいたコメントをここに載せております。申しわけございませんが、時間のないところで非常に恐縮でございますが、コメントにつきましても再度、先生からのコメントを忠実に再現したつもりでおりますけれども、場合によって抜けている場所があるかないか、そのチェックだけよろしく願います。これも2月2日までにできればお願いしたいと思います。こんな形で出したいと思っております。

(委員) 特に意見なし。

### (3) 公表内容について

(東京都) それでは、公表内容について私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。本日公表内容としてご協議いただく3点、丸印をつけてございます。1点目ですけれども、以前からお話をさせていただいているように、会議資料、第1回目から最終回までですけれども、会議資料につきましては原則公開となります。ただし、東京都では情報公開条例というのがございまして、そこに非開示、開示してはならないというような項目がございまして、それに準じて対応をさせていただきたいということをご了解をいただきたいと思います。

一つは個別技術、それぞれ提案されてきた内容の個別技術。それから都のこれからの契約に係る積算等に関する情報が記載されている資料ということ、そういう非開示情報を除いて今後ホームページ等で公開をしていくというふうにさせていただきたいと思います。

非公表内容の例ということで、各委員の評価結果、これは何回か先生たちにやっていただきました概括的評価の一覧表でございます。これは各提案のSからCまで講評が載っておりますので、企業と申しますか、各工法ですけれども、不利益な情報になるということで、これは全面非開示・非公表というふうにさせていただきたいと思います。

それから、推奨された新技術・新工法。これも各提案者の技術概要になりますので、これについても非公表と。

それから、新技術等の調査票。これは応募のときに各事業者から提案された提案書の一部でございますけれども、これについても以前了解をいただいたとおり、非公表とさせていただきたいと思います。

それから最後ですけれども、一般的な工法。この工法自体の流れはフロー図としてよろしいんですが、工種ごとの費用ということで積算の内訳等が載っておりますので、こういったものについては部分的に非公表というふうな取り扱いにしたいと思えます。こういうのが今までの資料の中にいろんな場面出てきますので、それを事務局のほうで精査をし、非公表というふうな取り扱いにし、それ以外については報告書と同時に公表をさせていただきたいというふうに思っております。

それからもう一点、会議録でございます。会議録につきましては、今日も第1回から第10回までの会議録として机の上に配付をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、先ほどの確認と同じように、各先生たちの発言内容についても一度、ちょっとボリュームが多いんですが、ご確認をいただいて、調整をうちのほうでさせていただければというふうに思います。先ほどの2日と同じ期日までにご自分のご発言のところ足りない部分があれば申し出ていただければというふうに思っております。

それからもう一つ、3点目といたしまして、対策として定めた技術・工法に該当する公募提案ということで、別紙2の「対策として定めた技術・工法に照らして評価の高かった公募提案」という資料をお配りしてございます。これに関しましては、公募に際しての公募要領の中で、公募において選定された新技術等の概要は、提案者名を

除き公表するというふうに記載をして公募をかけております。したがって、今回一連の評価の中でSとAの一部について、定めた技術・工法に該当する提案については公表をするということで、内容は、提案名とその技術の概要ということで公表をしまいたいというふうに考えております。

- (委員) 別紙1「提案者に通知する評価結果と評価コメント」では、客観的に問題点を指摘しているが、解決できないような問題点の書き方がしてあるのに、優秀提案とされている場合、矛盾が生じる。問題点の解決が可能なものを選定しているということが、わかるような書き方になっていればよいと思う。
- (委員) この資料は、開示されるのか。
- (東京都) 開示請求があったときの判断になるが、提案者の不利益な情報の部分については、非開示と判断できると思う。
- (委員) 開示請求に対応して開示するというのであれば、公表と同じになると思う。
- (委員) 選定されなかった理由を開示しないことは通るかもしれないが、選定した提案について、現在の公表資料では概要しか記載がないので、選定理由が開示の対象になると思う。選定理由があれば問題ないのではないか。
- (委員) この件については、事務局で検討して次回結論を出していただきたい。

---

会議開催に先立ち、新聞で報道されたベンゾ(a)ピレン、不透水層が確認されなかったこと及び不透水層の汚染について、東京都よりデータを示し、専門家会議の見解と合わせて説明を行った。

## (1) ベンゾ(a)ピレン・全石油系炭化水素(TPH)について

- ・基準がないベンゾ(a)ピレンについて、評価をどのようにするのか。豊洲以外でも、4~5 mg/kg であれば他にもあると思う。基準をつくるのであれば、データを解析すべきである。安全基準でなく、施工中の作業基準、例えば、搬出土壤の油臭のチェック、大気環境モニタリング等の追加で良いと思う。
- ・ベンゾ(a)ピレンは500 で揮発するので、600 の中温加熱処理で処理は十分可能である。
- ・ベンゼンや油分が多い土壤については、ベンゾ(a)ピレンのためというよりも、ベンゼン等の揮発や粉じんの飛散防止のために、シート等で覆う必要があり、これにより対応可能と考える。
- ・具体的に油分を処理する技術は募集していないが、そのような提案は多く出されている。
- ・対策は可能であるが、分布を確認するためのデータの評価が先決である。
- ・現状でどの程度汚染されているのか、ベンゼンとの相関も含め分布、濃度を確認する必要がある。
- ・ベンゼンとベンゾ(a)ピレンの対比図をつくるべきである。

## (2) 不透水層について

- ・過去の工事で不透水層中に人為的に穴をあけてしまったのかもしれない。調査して穴があれば埋め、さらに液状化対策し、地下水管理を行うことで、予防措置が図られる。